

インフルエンザ・コロナウイルスの予防接種を受けましょう

☎ 健康推進課 ☎ 22-9653 FAX 22-9666

乳幼児や65歳以上の高齢者、慢性の持病がある人は、感染すると重症化しやすいので、流行する前に予防接種を受けましょう。※接種開始日が変更になる可能性があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

	乳幼児インフルエンザワクチン	高齢者インフルエンザワクチン	高齢者コロナワクチン
対象期間	10月15日(水)～令和8年1月31日(土) ※接種開始日が早まる可能性があります。		10月1日(水)～ 令和8年1月31日(土)
対象者	接種日当日に市内に住民登録がある平成31年4月2日以降に生まれた人		接種日当日に市内に住民登録があり、①または②に当てはまる人 ①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能不全またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいや身体障害者手帳1級相当の人
持ち物	健康保険証・母子健康手帳		健康保険証
接種方法	市内医療機関	予防接種を希望する医療機関に直接予約してください。 【助成額】 1回 1,500円 ※医療機関窓口で費用から助成額を差し引きます。(申請不要) ※対象期間中に2回まで助成	
	市外医療機関	市外で予防接種を受けた場合、申請により接種費用と下記の金額のいずれか低い方の額を振り込みます。 【助成額】 1回 1,500円(2回まで) 【申請に必要なもの】 ○予防接種を受けたことがわかる領収書 ○通帳(振込先が分かるもの) 【申請書提出期限】 令和8年2月27日(金)	

◆市内実施医療機関 (50音順)

医療機関名	インフルエンザ			医療機関名	インフルエンザ			医療機関名	インフルエンザ		
	乳幼児	高齢者	コロナ		乳幼児	高齢者	コロナ		乳幼児	高齢者	コロナ
あきやま腎泌尿器科		○	○	亀田クリニック		○	○	たにぐち皮膚科		○	
アクアクリニック伊賀	○	○	○	河合診療所	○	○	○	谷本整形		○	
浅野整形外科内科	○	○		川原田内科		○	○	中産婦人科緑ヶ丘クリニック	○	○	○
あずまクリニック		○	○	紀平医院		○	○	梨ノ木診療所	○	○	○
あずま診療所		○	○	黒田クリニック	○	○	○	ぬのめ眼科		○	
阿波診療所	○	○	○	佐々木内科		○	○	はくほうクリニック		○	
伊賀おおえ耳鼻咽喉科		○		佐那具医院		○	○	ひらい小児科クリニック	○	○	○
伊藤医院		○	○	嶋地医院		○	○	まちしクリニック	○	○	○
いまむら整形外科		○		しみずハートクリニック		○	○	松本胃腸内科		○	○
上野総合市民病院		○	○	しもむら整形外科		○		宮本医院		○	○
馬岡医院		○		城医院	○	○	○	森川病院		○	○
おおすみ整形外科		○	○	滝井医院		○	○	森田クリニック		○	○
大西医院		○	○	竹沢医院		○	○	ゆめが丘クリニック	○	○	
おおのクリニック		○		竹代クリニック		○	○	ゆめこどもクリニック伊賀	○		
岡波総合病院	○	○	○	たけざわクリニック		○	○	吉村クリニック		○	○

伊賀市居住支援協議会の設立 誰もが安心して暮らせるまちへ

☎ 生活支援課 ☎ 22-9650 FAX 22-9661
☎ 伊賀市社会福祉協議会 暮らし支援課 ☎ 22-0084

「住まい」は、暮らしの基盤です。しかし、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人、生活に困窮している人など、住宅を借りるときに不利な立場に置かれる人たちがいます。こうした人たちは「住宅確保要配慮者」と呼ばれています。

最近では、次のようなお悩みが増えています。

- 「高齢の親が一人暮らしで、アパートを借りづらい」
 - 「引っ越し先を見つけたいが、頼れる人がいない」
- こうした声に応えるため、市が取り組みを進めているのが「居住支援」です。

◆伊賀市居住支援協議会を設立しました

市は、今年8月に居住支援法人、不動産事業者などと協力して、県内初となる市町単位での「伊賀市居住支援協議会」を設立しました。協議会では、住宅の貸し手である不動産事業者が抱える課題と、行政や居住支援法人が考える課題を共有し、住宅確保要配慮者が安心できる「住まい」の確保に向けて話し合います。

今後、協議会では次のような活動を行います。

- 不動産事業者との連携による入居支援の促進
- 入居後の見守り、生活支援、地域とのつながりの構築
- 保証人を確保できない人への家賃債務保証制度の活用検討
- 地域住民、家主などへの理解促進
- 共生社会の実現に向けた啓発活動

◆必要とされる支援

超高齢社会やひとり暮らし世帯の増加に伴い、「住まい」に困っている人が増えていくと予想されます。私たちのまちが、誰にとっても安心して暮らせる場所であり続けるために、居住支援は必要です。

★居住支援とは

住宅の確保が難しい人に対して、安定した住まいを提供し、安心して暮らせる環境を整えるためのサポートを行う取り組みです。

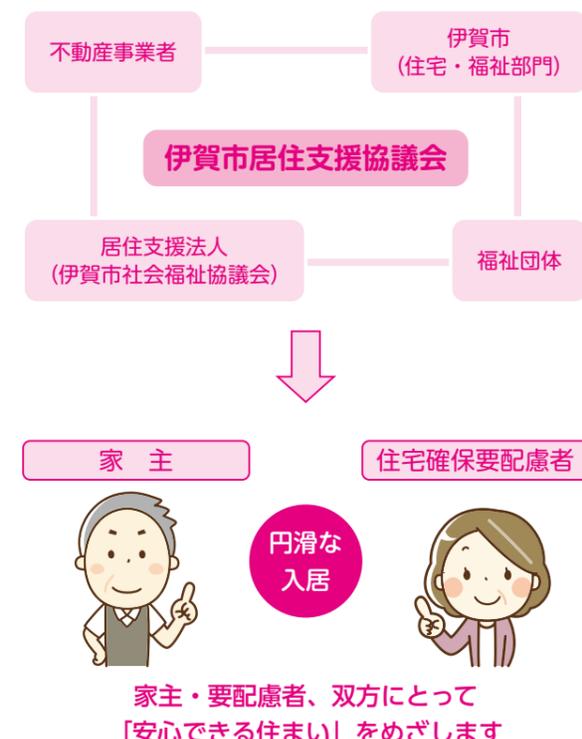
★居住支援法人とは

住宅の確保が難しい人に対して、住まいの提供や生活支援を行うために設立された法人のことです。市内では伊賀市社会福祉協議会が県の指定を受けて活動をしています。

★居住支援協議会とは

住宅の確保が難しい人に対する支援を効果的に行うために、地域の関係者が協力して組織する協議体のことです。

住まいに関するお困りごとがある人は、上記お問い合わせ先までご相談ください。



伊賀市居住支援協議会の様子